



審議 番号	各府県からの第1次回審を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回審を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回審
	見解	補足資料	見解	補足資料			
33	<p>当該案に対しては、全国の多くの地方自治体から同様の提案が出されていることから、この問題は特殊児童の解消及び認定こども園への移行に大きな影響を与えるものと考え、加えて保育業務及び教育業務関係機関・関係者等からも経過措置の延長を求める声が強くなっており、保育教育現場にとって切実な課題である。</p> <p>また、内閣府子ども子育て支援会議の資料及び議事録から、経過措置を延長しなければ保育施設不足から認定こども園の申請や運営を阻害することや特種児童を増加させし、まっぴらから、多くの委員が経過措置の延長を求めており、もしこのまま経過措置を延長しなければ多大な支障が生ずることは明白である。</p> <p>6年間の見直しに係るスケジュールにおいて、秋頃から年明け頃に諮問会議を開催するとあるが、この案件は職員採用計画やこども園の運営に關わる最重要かつ緊急課題であり、早急に方針決定し、延長する旨を公にする必要がある。</p> <p>また、どちらか一方の責務保有者が約1割いることとその人数自体は増えているという実態から、迅速な取組に対する実施措置の継続は認定こども園への移行に關し重要な要素であることから、経過措置の延長に加え責務取得の特例についてもぜひ延長を行っていただきたい。</p>	-	-	-	<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。</p>	<p>○「今後、引き続き、子ども子育て会議において議論を行い、その方向性を定めるといふ1次回の子ども子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方針について議論を行う予定である。</p> <p>○「公立社会教育施設の所管については、当該地方の実情等を踏まえ、当該地方にとってより効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができることとする体制を設けることについて、(中略)社会教育の適切な実施の確保に關する担保措置がとられることを条件に、可とすべきと考え、」という中教審生涯学習部分科会における審議の旨が、中教審総会に報告されたこと、これを踏まえ、中教審から、こども庁の発足を待たずに場には、提案を実現するということではないか。</p> <p>○社会教育の適切な実施の確保に關する担保措置については、地方分権推進計画(平成10年5月28日閣議決定)、地方分権改革推進委員会第2次報告(平成20年12月8日)、閣委員会第3次報告(平成21年10月7日)、「業務執行一時特付の受入れ見直しについて」(平成22年11月29日閣議決定)等に反しないものとするべきではないか。</p> <p>○移管を可能とする場合には、法改正が必要と思われるが、地方教育行政の組織及び運営に關する法律、社会教育法、博物館法及び図書館法の改正を検討されていること。</p>	
35	<p>提案の実現に向けて、積極的な検討をお願いしたい。</p>	-	-	-	<p>【全国知事会】 博物館をはじめとする社会教育に關する業務など、様々な提案と連動させることにより効果的・効率的に実施できる事項について、各地方公共団体の判断により首長部局での実施を可能とする。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○「公立社会教育施設の所管については、当該地方の実情等を踏まえ、当該地方にとってより効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができることとする体制を設けることについて、(中略)社会教育の適切な実施の確保に關する担保措置がとられることを条件に、可とすべきと考え、」という中教審生涯学習部分科会における審議の旨が、中教審総会に報告されたこと、これを踏まえ、中教審から、こども庁の発足を待たずに場には、提案を実現するということではないか。</p> <p>○社会教育の適切な実施の確保に關する担保措置については、地方分権推進計画(平成10年5月28日閣議決定)、地方分権改革推進委員会第2次報告(平成20年12月8日)、閣委員会第3次報告(平成21年10月7日)、「業務執行一時特付の受入れ見直しについて」(平成22年11月29日閣議決定)等に反しないものとするべきではないか。</p> <p>○移管を可能とする場合には、法改正が必要と思われるが、地方教育行政の組織及び運営に關する法律、社会教育法、博物館法及び図書館法の改正を検討されていること。</p>	<p>御指摘の方向で考えている。</p>

文部科学省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分類									団体名	支障事例	
55	自 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準では、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を三分の一以上配置する必要があるが、保育士又は幼稚園教諭の数が不足しているが、資格保有者の確保に苦慮している。今後、当該地域では保育士や保育士が不足していることが予想される。また、水戸市では、資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)に一時預かり事業を担当させることにより、負担等の負担軽減が図られたことと、一時預かり事業の開始日が迫ること、保護者の利便性が向上する。さらに、幼稚園教諭免許保有者で一度現場を離れた者の復職の門戸拡大や多様な働き方の促進にも資する。	青森県では、小学校教諭や業務種免許状保有者を特別教育支援員として小学校に配置し、配置が必要な児童等の指導に当たっている。制度改正が行われれば、小学校の長期休業中にそれらの者を一時預かり事業に従事させることができるようになる。専任人員配置が可能になることで、引き続き質の高い幼児教育を保つまま、継続的に保育事業を実施することが可能となる。	児童福祉法、児童福祉法施行規則、児童福祉施設設置及び運営に関する法律、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則、免許状更新講習規則、一時預かり事業実施要綱	文部科学省、厚生労働省	青森県市、水戸市	一	川崎市、山梨市、玉野市、東海市、松江市	○本市においては、市立幼稚園の種かり保育を実施するため、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を必ず配置する必要があることから、常勤職員を1名置いており、パート職員を2名も預かり保育を実施しているが、常勤職員の教育研修や園遊事業等の時間を確保しているため、支障が生じている。また、幼稚園教諭の勤続期間の業主化について議論している中、預かり保育業務に携わる時間を削ることができないため、勤労者の方々が不足して参入しない状況である。幼稚園免許更新等も預かり事業開始の資格保有者に資めることができるのであれば、人員の確保とともに常勤職員の負担軽減につながる。	【人員配置基準の基準について】 一時預かり事業(幼稚園型)においては、預かる児童の安全を守り、質の担保された教育・保育を実施するため、児童福祉法施行規則等において職員配置等に係る最低基準を設けている。人員確保が困難となっていることへの対応としては、平成29年度以降、1名保育士、幼稚園教諭を確保し、預かり保育業務に携わる時間を削ることができないため、勤労者の方々が不足して参入しない状況である。幼稚園免許更新等も預かり事業開始の資格保有者に資めることができるのであれば、人員の確保とともに常勤職員の負担軽減につながる。	

審議 番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
50	<p>人員配置基準の算定について  間接市及び外戸市の一時期かり事業(幼稚園型)は、ほとんどが利用者60人未満の小規模な事業であるため、そもそも必要な有資格者は1人で、有資格者の割合(1/2以上→1/3以上)を緩和したとしても人材確保の難しさに繋がらない。また、施設休館中や職員員の稼働などを考慮し、有資格者を人確保しなければ基準を満たすことができないため、有資格者1名幼稚園免許更新者や小学校教諭等を求める、要する緩和をお願いした。</p> <p>幼稚園免許未更新者については、旧免許状と新免許状で取り扱いが違い、旧免許状は未更新者であっても有資格者として認められ、新免許状の未更新者は有資格者に認められないのは合理性がなく、幼稚園免許更新制としていく中で、子育て支援員研修等の受講(十分な研修修了)を有する者であれば、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保は確保されると考えらる。また、一時期かり事業における非常勤保育士等期間における幼児教育では教育・保育の質的向上は策が、保育に必要知識や技能に差はある。必要な専門的知識はむしろ一時期かり事業に特化した研修等に身に付けることが望ましいと思われる。</p> <p>そもそも未更新者は、子ども子育て支援制度における補助の適用によって一時期かり事業を実施するに当たり、移行基準では人材の確保が難しく、事業の稼働が困難であるといった支障から、人員配置基準の緩和を希望している。市町村の自主判断に任じないよう、あくまで基準の見直しを御検討いただきたい。</p> <p>免許更新対象者の追加について  配置基準の見直しの回答では、一時期かり事業に従事する有資格者は免許状更新が必要とし、この事業に従事する一のかをすべて、免許状更新の対象とする。これは困難であるとの御指摘がある。</p> <p>また、教育委員会や幼稚園等が作成する臨時任用教員リストへ登録することにより、受領対象となるとの御指摘について、一時期かり事業に専任するケースもある中、当該リストに登録されることを希望する方が多い。人材確保が困難な場合があるため、制度を改正し、専任希望の方であっても免許更新ができるようにすべきである。</p>				<p>【全国知事会】  一時期かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和  &lt;幼稚園教諭免許未更新者について&gt;  ○これまで一時期かり事業(幼稚園型)に対する基準緩和がなされていながら、人材確保が困難なため、事業の存続が危惧される地域があるという実情の中、過半数の幼児教育の確保が図られて、幼児の預かりに際しても十分な知識と技能を有している人材がいる場合には、幼稚園教諭普通免許状取得して貰えない職員と比較しても、十分相応しい人材と考えるものではない。  ○なお、子ども子育て支援制度(調子する自治体移行後)【第14回】(申請・給付・見直し)では、旧幼稚園教諭普通免許状所有者である、子育て確認期間が満了した時点で受講義務者でない(幼稚園での預かり保育のみに従事している者や、特設の業種に従事していない者等)のみが更新免許状者として取り扱われることとしていることから、既に免許更新制度の特例が認められているのではないか。  ○以上のことから、幼稚園教諭普通免許状の未更新者を人員配置基準の員数に含めることが出来るよう緩和すべきではないか。  &lt;小学校教諭及び養護教諭普通免許状所有者について&gt;  ○また、児童福祉施設児童養育施設等の規定では、保育士配置基準の特例として、小学校教諭及び養護教諭を保育士として代替配置ができることから、一時期かり事業における1/3以上の人員配置基準の員数(小学校教諭及び養護教諭)を定めることは合理的ではないか。  【幼稚園免許更新対象者の拡大】  ○移行基準において、1/3以上の保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を必要としないものとするほか、一時期かり事業(幼稚園型)に従事又は従事する予定であっても、免許状更新講習を受講することができないのは制度矛盾ではないか。  ○一時期かり事業(幼稚園型)に対する業種ニーズを踏まえれば、同事業への従事者の確保は重要な課題であり、教職員となることを希望しない者であっても、同事業への従事者を希望する幼稚園教諭免許状更新者による免許更新を希望すべきではないか。  ○なお、次世代アングラーは、文芸科学者より、幼稚園等で正規・臨時任用教員リスト(非常勤者)へ登録されている者であれば、一時期かり事業の専従者であっても免許更新講習を受講できるものとの御指摘があったが、幼稚園の職員として勤務する意思がないにもかかわらず、臨時任用教員リストへ登録しなければ免許更新講習を受講できないことは不合理ではないか。</p>		



審議事項	各府者からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府者からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府者からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
70	<p>公立学校の施設整備費についても前年度に行った実施設計費を補助対象とすることができると、また、認定こども園施設整備交付金のうち、幼稚園施設整備については、実施設計年度は交付申請年度の前年度支出分まで対象費となることから、認定こども園整備についても、内示前の実施設計についても補助対象としてほしい。認定こども園施設整備交付金の認定こども園施設と幼稚園施設整備で内示前の実施設計についての取り扱いの整合性を図っていたほしい。</p> <p>事前協議については、年度内複数回行うことが出来るスケジュールとなっているものの、内示後に実施設計・本体工事を行う場合、整備の規模にもよるが、実施設計に3カ月程度、本体工事に少なくとも7～8カ月程度の期間を要し、年度前半の事前協議を行う場合でも、そもそも内示後の実施設計では年度中の整備期間に余裕がない可能性もある。前年、2カ年事業で進捗する場合は、1年目で工事着工の必要があるため、実施設計を伴う施設整備の実施については年度後半の事前協議は対応が難しい。</p> <p>内示前の実施設計が補助対象外ならば、年度前半での事前協議の場合、単年度での整備が可能となるケースが増え、また、年度後半の事前協議でも、内示後に1年目での工事着工が可能となると考え、上記を踏まえ、内示前の実施設計の取り扱いの見直しを行うことで、迅速な施設整備が可能となり、待機児童解消に繋がると考える。</p>		<p>【香川県】 ○前年度中にスケジュールが示され、複数回の事前協議の機会も与えられているものの、内示後に事業着手となると、その後に実施設計、公告(入札)、開札、工事業者との契約、近隣住民への事前協議等を経て工事着工することになり、十分な期間が不足。現実的には単年度での事業完了が非常に難しい状況である。</p> <p>市町村としては、十分な工期を確保するため、年度当初の事業着手に向け、4月内示を受けるために前年度から事前協議を行ったとしても、内示書の発出が4月の中旬以降となり、そこから事業着手で支障ない状況は変わらない。</p> <p>また、交付金の活用にあたり、前年度からの繰越予算の活用を指定された場合、事業着工後の不測の事態により事業に遅れが生じ、年度中に事業が完了できないと事故繰越を選択せざるを得ず、市町村にとっては大きな負担となる。</p> <p>このため、内示前に一定の事業着手が認められるような改善を含め、制度の抜本的な改善を要望する。</p> <p>【福島県】 回答は理解したが、その場合でも工事着手を4月にする場合には、前年度に行った実施設計分の確保がされないこと等の現状を改善すべきと考える。</p>			<p>【全国知事会】 交付金の次年度内示スケジュールを前年度中に示して取り組んでいるとの回答だが、その内示がスケジュールより遅れているとの指摘もあるため、現状を踏まえた再回答を求め、 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求め、</p>	<p>【文部科学省】 執行、認定こども園施設整備交付金においては、次年度の内示スケジュールを前年度中に示し、かつ、複数回の内示を行い各市町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいることである。</p> <p>各市町村におかれては、実施設計や本体工事に関する期間を踏まえつつ、整備計画に応じて内示予定時期を確認のうえ、引き続き、事業の円滑な遂行に取り組んでいただきたいと考えている。</p> <p>また、30年度の内示ととも園施設整備交付金の内示予定については、「平成30年度認定こども園施設整備交付金の事業募集(予定)等」において、「平成30年1月29日付文部科学省幼等中等教育施設整備関係事務連絡」により、平成30年4月、6月、8月、10月、12月の各月上旬と示していることであり、以下のとおり内示については概ね予定どおり行われているものと認識している。</p> <p>&lt;平成30年度内示日(実績)&gt; ・4月内示分:4月5日 ・6月内示分:6月27日(追加分:7月11日) ・8月内示分:8月17日</p> <p>【厚生労働省】 執行、保育所等整備交付金においては、次年度の内示スケジュールを前年度中に示し、かつ、複数回の内示を行い各市町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいることである。</p> <p>各市町村におかれては、実施設計や本体工事に関する期間を踏まえつつ、整備計画に応じて内示予定時期を確認のうえ、引き続き、事業の円滑な遂行に取り組んでいただきたいと考えている。</p> <p>また、30年度の子ども園等整備交付金の内示予定については、「平成29年度補正予算及び平成30年度予算における保育所等整備交付金に係る協議について」(平成30年2月16日付厚生労働省子ども政策推進課通知)より、平成30年1月、6月、8月、10月、12月の各月上旬と示していることであり、以下のとおり内示については遅延なく予定どおり行われているものと認識している。</p> <p>&lt;平成30年度内示日(実績)&gt; ・4月内示分:4月5日 ・6月内示分:6月8日 ・8月内示分:8月10日</p>
111	<p>市町村立の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置手続きについて、都道府県知事から市町村長への協議が不要であるならば、例えば、自治体向IFAQに市町村立以外の認定こども園を想定した規定であることを記載するなど、法の趣意を明示していただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 所管府者は現行制度上協議が不要との見解を示しているが、その法令上の根拠を明らかにするとともに、各地方自治体に対して十分周知することが必要である。 【全国市長会】 所管者からの回答が協議は不要であるとなっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。</p>		<p>幼保前の子ども園等との協議の解明について、自治体向IFAQにおいて、長知制度を踏まえていく予定である。</p>

文部科学省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せた支援事例(主なもの)>			
	区分	分野									団体名	支援事例	各府省からの第1次回答	
113	A	権限移譲	医療・福祉	発達障害等加算の認定機種の移譲	都道府県知事、指定都市及び中核市において発達障害等加算Ⅰに係る加算の認定は、指定都市及び中核市以外の市町村(以下、一般市町村とする)が管轄する施設・事業所については都道府県知事が、指定都市及び中核市が管轄する施設・事業所については発達障害等加算Ⅰ及び発達障害等加算Ⅱに係る認定申請書の提出は命令及び中核市であるが、一般市町村であるかの別なく、市町村長とされている。そのため、一般市町村においては加算の申請に対して認定を行わず、実績の報告を受ける主体と異なり、事業の受理まで行っていない状態である。 また、一般市町村においては、管轄する施設・事業所から加算申請書の提出があるものを、自動的に、発達障害等加算Ⅰ、Ⅱ認定を行ったこと年毎施設・事業所へも通知することとなり、都道府県との取り取りもあって、認定されまでの過程が重複することとなる。 また、本加算の認定が行われなければ、施設及び事業所への精算ができないため、一般市町村が管轄する施設・事業所においては、結果として精算までの期間が長期化(市町村の提出から認定及び修正、認定まで長月単位)である。各施設の運営事業者からは、審査過程で額の変更が生じる場合もあり、歳入が確保できず、運営が不安定な状況に陥り、市町村への申請の提出から認定までより早期に行っていくという声もある。	指定都市及び中核市以外の市町村が管轄する施設・事業所における発達障害等加算Ⅰ及び発達障害等加算Ⅱの認定事務が簡素化され、市町村における業務の効率化と共に、施設・事業所に対する精算の早期化が図られる。	発達給付費等に係る発達障害等加算について(平成28年4月25日付厚生労働省215号、2024年4月25日付厚生労働省215号、発光発熱0427第8号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、山梨県、新潟県、山形県、福島県、宮城県、岩手県、秋田県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	青森県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	○加算等から抽出された加算申請書を市町村がとまらぬ旨に提出し、その後、各市町村に対して認定を行っている。このため、手続きが長期化するとともに、重複して市町村の業務が増えることになる。 ○本市においては一定規模でない限り、市町村においても簡便化され一元管理となることについて検討します。 ○本市においても、一定規模な都市市町村の認定作業に一定の時間を要し、認定作業期間が1、2年、年度末迄の認定でない。 ○認定作業に要する時間を短縮し、各施設への精算を早めるためにも、認定作業を市町村へ移譲する必要があると考えている。 ○当県でも本加算の認定作業については書類の確認に時間を要することなどの理由で、本市町間にも加算認定の期間が長期化している。また、事務負担も増えるため、認定にあたっては県内すべての市町村の書類を確認してから認定を行っており、県へ認定申請の提出が滞ることによって認定が遅れる事例が生じている。そのため、市町が認定を行うことで早期に事業者が精算を行うことができる。	発達障害等加算の認定については、職員給与に直結する重要なものでもあり、慎重な対応が求められることなどから、広域調整及び域内の総付・事業を重層的に支える役割を担い、事務処理体制の整った都道府県において一括して加算認定等の事務処理を行うこととした。そのほか、指定都市、中核市については、従来の発達障害等加算認定における事務処理を継承し、平成28年度の地方からの提案を踏まえ、子ども子育て支援に際して、平成29年度より発達給付費等に係る発達障害等加算について(平成28年3月19日付厚生労働省249号、2024年4月14日付、発光発熱031第10号)を改正し、認定権限を移譲したところである。 指定都市・中核市以外の各市町村への移譲については、制度開始時の導入に加え、平成29年度から発達障害等加算Ⅰより認定申請書の提出を求め、従来の職員への委託や発注による加算認定や研修受講など、従来よりも多数の情報を適切に確認する必要があることなどを留意し、今後発達障害等加算Ⅰにおいて認定を行うことなどを考慮している。 なお、発達障害等加算Ⅰ及び発達障害等加算Ⅱに係る各施設について今年度より記入・計算を簡素化しており、引き続き自治体の事務負担の軽減に取り組んでいる。		
114	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士等キャリアアップ研修の取組方法を示した在り方の見直し	大阪府では4万8千人分の研修受講が必要だが、対象となる保育士等全員が1分1秒ごとに15時間にもよる研修を保育現場から選んで研修会場に参加することは困難、平成24年度実績の研修においても、研修定員1480名に対し、研修受講が必須とされる平成22年度までに保育士等が研修を受講できていない場合、それまでの期間発達障害等加算Ⅱの認定を受けた事業者が2022年度以降に加算を受けられなくなる。研修会場から研修を受講するため、研修を受講したが、代替人員の確保が困難であるとの問い合わせが寄せられている。 ※指定保育士養成施設においては研修期間に係る研修の届け出が完了して、類似研修の介護支援専門員資格向上事業実施要綱においては、各研修制における事業の一部又は全部を連携学習とすることができると厚生労働省から通知。	○時間や場所に制約されなくなるため、受講者によって、受講しやすくなる。 ○研修受講期間によっては、講師や実務の確保が困難であるが、研修を受講しやすくなる。	「保育士等キャリアアップ」研修の実況について(平成29年4月1日付厚生労働省雇用労務2号、発光発熱0427第8号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、山梨県、新潟県、山形県、福島県、宮城県、岩手県、秋田県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	北海道、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、宮城県、岩手県、秋田県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	○対象となる保育士が、長時間に及ぶ研修受講のため、現場を離れて参加することは、対象となる保育士等が研修受講の機会が減少することとなる。そのため、本提案にある連携制やオンラインの導入については、前向きに検討していただきたい。 ○対象国から充分な研修定員が確保できない状況があることから、必要な人数、全員の研修受講が可能な研修会場を確保し、研修会場を確保するよう強く求められている。研修が受講できない加算対象とならざるが研修となる恐れもあり、状況によっては職員が退職することや発生され、保育士確保と進行する。また、各施設には研修参加人数が増えるものの、在職職員数も減少することにより、研修受講が滞ることとなり、当該施設の業務が滞る恐れがある。 ○当県においては代替保育士の確保が困難なため、所定の研修を受講できない事例が生じている。 ○県内に於ける保育士不足の状況は深刻である。そのため、本提案にある連携制やオンラインの導入については、前向きに検討していただきたい。 ○研修受講が滞ることは、研修受講に必要である、他の自治体と同様に、保育士不足の状況下で、研修が滞ることとなり、当該施設の業務が滞る恐れがある。また、当該施設の業務が滞ることとなり、当該施設の業務が滞ることとなる。そのため、本提案にある連携制やオンラインの導入については、前向きに検討していただきたい。 ○当県では1万7千人分の研修受講が必要であり、他の自治体と同様に、保育士不足の状況下で、研修が滞ることとなり、当該施設の業務が滞る恐れがある。また、当該施設の業務が滞ることとなり、当該施設の業務が滞ることとなる。そのため、本提案にある連携制やオンラインの導入については、前向きに検討していただきたい。 ○当県では1万7千人分の研修受講が必要であり、他の自治体と同様に、保育士不足の状況下で、研修が滞ることとなり、当該施設の業務が滞る恐れがある。また、当該施設の業務が滞ることとなり、当該施設の業務が滞ることとなる。そのため、本提案にある連携制やオンラインの導入については、前向きに検討していただきたい。 ○当県では1万7千人分の研修受講が必要であり、他の自治体と同様に、保育士不足の状況下で、研修が滞ることとなり、当該施設の業務が滞る恐れがある。また、当該施設の業務が滞ることとなり、当該施設の業務が滞ることとなる。そのため、本提案にある連携制やオンラインの導入については、前向きに検討していただきたい。	○保育士等の研修・研修制に類似した発達障害に係るキャリアアップ研修については、現場において、「連携制やオンライン、ビデオ学習」等による受講が認められており、本提案は対応済みである。		

審議 番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
113	<p>市町村における事務処理体制について、急速改革等加算以外の加算や調整等の事業はすでに押し戻しも積んでいることから、ことさら都道府県の体制が整っており市町村が整っていないとの考えは当たらないと考えるが、そう判断される根拠をお示しいただきたい。</p> <p>また、各種様式について、自治体の負担を減らすための取組を推進していただきたいことは大変ありがたいことであるが、それならばなおさら「事務処理体制が整っている」ことを理由として都道府県が負担認定事務を行う必要はないと考える。</p> <p>なお、今回の提案にあたり、府内市町村の担当課に提案の趣旨への賛否について確認したところ、指定都市・中核市以外の36市町村のうち、約3割から約5割の11市町村から賛同が得られたところである。</p>				<p>【全国市長会】            権限移譲される市町村に新たな事務負担が発生する可能性があることから、手分け方式とすることを含めた検討を求める。</p>		<p>1次回答にもあるように、急速改革等加算の認定については、他の加算と異なり、職員給与に直結する極めて重要なものであり、慎重な対応が求められることなどから、都道府県・政令市・中核市を認定権者としている。</p> <p>認定権者間の市町村の約7割からは賛同を得られていないことから直ちに全市町村に権限を移譲することは慎重に検討する必要がある。</p> <p>全国市長会からいただいた手分け方式という御意見も踏まえ、認定要件や様式の更なる簡素化と併せて検討してまいりたい。</p>
114	<p>保育士等キャリアアップ研修については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長から「保育士等キャリアアップ研修の取組について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)により、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という)が地方自治法(昭和22年法律第97号)第246条の4第1項に規定する技術的助費として支出されているところ。</p> <p>研修の修了詳細については「ガイドライン」の「4 研修修了の評価」において、「研修修了の評価については、研修修了者の資力の確保を図る観点から、進捗が行われる必要があり、18時間以上の研修(別紙1の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものに限る。)を全て受講していることを確認する」とされているところ。</p> <p>「遠隔制やラーニング、電子学習」等(以下「遠隔制等」という。)にも受講においては、この研修の受講認定等が確認となること。研修修了において「遠隔制等」による受講が認められているのであれば、厚生労働省より速やかに、その旨を明確に示すとともに、「遠隔制等」における受講認定等については、ガイドライン等による技術的助費を支出されたい。</p>				<p>【全国知事会】            所管府県からの回答が「対応済み」となっているが、趣意を明らかにして十分な周知を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】            所管者からの回答が「対応済み」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。</p>		<p>一次回答でお答えしたとおり、保育士等の技能・経験に応じた急速改革に係るキャリアアップ研修については、現時点においては、「遠隔制やラーニング、電子学習」等による受講が認められている。</p> <p>平成29年4月1日付厚生労働省0401策「保育士等キャリアアップ研修の取組について」において、保育士等キャリアアップ研修をオンラインで実施することに關しては否定的でない。しかし、その実施について、様々な課題があると認識しており、今年度、委託事業である「保育士等キャリアアップ研修をオンラインで実施する手法等に関する調査研究(委託)」において、キャリアアップ研修をオンライン等で実施することに関して、効果的な実施方法を検討するとともに、都道府県がオンラインによる研修を実施する際に参考となるような研修等を作成し、併せて、不正防止対策についても調査研究を行っているところ。</p> <p>当該調査研究を取りまとめた後、オンラインによる研修の実施について情報提供を行ってまいりたい。</p>





審議番号	各府県からの第1次調査を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次調査を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次調査
	見解	補足資料	見解	補足資料			
147	<p>○ 本件提案の指針は、施設監査について法人監査と同様に、前回の監査結果等を踏まえ、運営上問題がないと認められる施設の監査周期を延長しつつ、問題があると認められる施設に対しては継続的に監査を実施することで監査の重点化を図るものです。</p> <p>○ 監査業務の効率化を目的とする監査周期の見直しは不適切であるとのご指摘について、幼保連携型認定こども園、特別養護老人ホーム等の監査対象施設数の増加や保育所の利用定数増加に伴い1回あたりの監査に係る事務量の増加により現行の施設監査周期で全ての社会福祉施設に対して十分な施設監査を実施することは現実的に困難であり、現行の施設監査期間は現場の実態に即していません。また、社会福祉施設においても人員配置に余裕がなく、社会福祉施設の負担を軽減する必要があります。</p> <p>○ 本件提案の実現により利用者処遇に係る「質」の低下を招くとのご指摘について、本件提案は問題があると認められる施設に対する監査の機会や時間を十分に確保することを可能とするものであり、ご指摘はあたらないものと考えます。</p> <p>○ 老人福祉施設及び障害者支援施設等に対する指導監査は自治事務であり、指導監査指針も技術的助言であるため、前回の実地監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、地域の実情に応じて、2年周期で計画監査として差し支えないものと考えます。</p> <p>○ 『児童福祉行政指導監査の実態について』において、「民間の児童福祉施設に対する指導監査を行う場合は、法人監査も併せて実施すること」ともなっていますが、併せて法人監査と施設監査を同日に実施することが困難であり、監査周期を見直すべきと考えます。</p>	--	--	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		<p>○ 老人福祉施設の監査は、適切な人員配置や入所者の生活環境等の確保を目的として、原則1年に1回の監査が求められているものであり、2年連続で計画による一般監査とすることは入所者処遇の低下を招きかねないことから不適切と考えます。</p> <p>また、併せておける一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には計画による実施が可能としているので、これにより問題のある施設に対する監査の重点化は図られているものと考えます。法人監査と施設監査の併行した場合は、監査頻度の低下によって効果が持続しないことが供俣されるため、施設監査の期間見直しは不適切であると考えます。</p> <p>○ 障害者支援施設等に対する一般監査は、適切な障害者の受入れの確保を目的として毎年1回の実地監査を併用しており、併せておける一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、例外的に2年に1回の実地監査を可能としている。</p> <p>これにより、既に実施に向けて業務対応を可能としており、実効性の効率性を以て期間の緩和をすることは、不適切であると考えます。</p> <p>○ 指導監査指針における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の受け止めの拡充と同時に「保育の質」の確保・向上が求められており、保育園の保育の質や子どもたちの安全を確保するため、各都道府県において毎年1回以上、人員配置基準を満たしているか等について実地監査を行う仕組みとなっている。</p> <p>また、児童養護施設等の社会的養護の施設では、施設に入所する子どもの最善の利益を図るため、権利擁護や相談支援等事務停止上、子どもの自立支援、職員の資質向上などの加給が確実にに行われていることを確認する必要があることから、1年に1回の監査を行っている。</p> <p>このように、児童福祉施設についてはより一層の質の確保が求められているなか、法人監査と同時に実施することの効率的性の理由により過度な負担を課すことには反対する立場にあり、実現は困難。</p> <p>○ 幼保連携型認定こども園の監査については、小学校就学前の子どもに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施を確保するため、学費の補助、給食、給費及び環境に対する基準等の遵守状況を実施検査等で確認し、必要な指導助言を講ずることとしている。</p> <p>実態面については、認可保育である都道府県による定型的かつ計画的な実施としているが、児童福祉施設である幼保連携型認定こども園は、児童福祉施設が、原則1年に一度以上、実地調査を行うこととの場面に留意することとしている。</p> <p>そのため、法人監査の業務の効率化というのみを以て、監査周期の見直し方を変更することは適切でないと考えている。</p>



管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
149	<p>旧免許状保持者は、免許状を追加取得した場合において、申請により修了確認期間を短縮できる。長所としては、これまで1,000件を超える延期申請がされており、既に生年月日によって起点が異なる者と、免許取得時点を起点とする者が存在した状態であり、今後この制度を実施していくには、事務作業が大きな負担となり、教員の免許状有効化を図るとともに制度改正を必要とする。</p> <p>また、「教員免許管理システム」を改修し、教員が所持する免許状及びその修了確認期間の一元化により問題は解決する旨の回答があるが、新旧制度の違いによる教員の負担が解消されるかは考えられない。</p> <p>今回の改修は、免許状を追加取得したときの新旧制度の違いを同等とし、制度による混乱の解消を目的としている。</p> <p>制度改正により、①教員の負担がなくなり、免許状有効の一因を排除できる。②旧免許状を追加取得した者が全て自動延期となることで、免許管理者として管理が簡便になる。③都道府県教委による免許状追加取得に係る延期申請の手続き、教員の免許状失効への対応、退職教員が免許失効しないための各教員の免許更新時期等の把握業務などが大幅に軽減される。といったメリットが考えられる。なお、この改正は旧免許状保持者の不利益となるは考えられない。</p> <p>免許更新制の新旧制度の違いが免許情報一元的に管理されている状況で、また該制度の安定を図るためにも、本提案を実現していただきたい。</p>		<p>【静岡市】</p> <p>文部科学省の見解では、教員免許状旧免許状保持者が免許状を追加取得した場合の修了確認期間の自動延長は道制上困難とあるが、今後もこの制度を実施していくには、事務作業が大きな負担となり、教員の免許状有効化を図るとともに制度改正を必要とする。</p> <p>また、「教員免許管理システム」の改修費用や経費管理費用については、文部科学省の予算対応を依頼したい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○ 免許状を追加取得した旧免許状保持者に係る修了確認期間について、「生年月日」と「最新の免許状授与から10年のいずれか遅い方」とした場合の問題点を具体的に示していただいた。</p> <p>○ 免許管理システムの改修内容や改修スケジュール等について、提案団体が承知してなかったことから、文部科学省に対して連絡等が情報提供していただいた。</p> <p>○ 提案団体はアテンドにおいて、提案団体は免許管理システムの改修に伴う事務負担等の増加について懸念していたことから、システム改修にあたっては、事務負担等の軽減について、都道府県教育委員会との意向が反映される機会を十分に確保していただきたい。</p>	<p>旧免許状保持者の修了確認期間は、新免許状の有効期間の満了日と起点の設定の仕方が異なるため、新免許状と併用して新たな免許状の授与をもって変更することは法制上困難である。</p> <p>旧免許状保持者が、延期という手段が手続的な負担がなく、免許状を取得した時点から起点とした新たな修了確認期間を設定することにより、免許管理者が煩悩に悩まされず、旧免許状と新免許状の両方によって期間の管理が簡便になる。</p> <p>また、生年月日により規定される更新講習修了確認期間と「最新の免許状授与から10年後」として規定される更新講習修了確認期間のいずれか遅い方に統一するという調整案についても、旧免許状保持者で免許状を追加取得した者のなかから「生年月日」により規定される更新講習修了確認期間について管理されている者が混在することとなり、制度が複雑になるため、旧提案団体の主張には考えられない。</p> <p>文部科学省としては、教員免許管理システムの改修により、教員の修了確認期間及び有効期間を短縮なく、簡便に管理するための書類を発行できるようにすることによって、失効者の軽減及び確認の簡便化を図ってほしい。</p>
150	<p>教員が所持する全ての免許状情報を一括にまとめ、更新期限又は有効期限が表示される「確認書」を発行するシステムを導入することであり、中期的実現を求めたい。</p> <p>なお、システム導入に伴い、次の点を留意したい。</p> <p>・システムの改修予定、制度設計を通知等により随時情報提供されたい。</p> <p>・都道府県から更新期間を設け、システムに係る作業負担の軽減等を検討されたい。</p> <p>・システム改修に伴って都道府県において発生する費用については、その全額に対し適切な財源確保が図られたい。</p>		<p>【京都府】</p> <p>「新たな確認書」を発行することで免許に係る書類が増え、有効期限を確認するための負担の増加が想定されるため、教員免許状を1枚に統合する方法が望まれる。</p> <p>また、「新たな確認書」を発行していくと想定した場合であっても、教員本人の新旧の確認書類の取り違えを防ぐために、古い書類を廃棄し回収する等、前記に向けた運用方法の検討が必要である。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 免許状を追加取得した旧免許状保持者に係る修了確認期間について、「生年月日」と「最新の免許状授与から10年のいずれか遅い方」とした場合の問題点を具体的に示していただいた。</p> <p>○ 免許管理システムの改修内容や改修スケジュール等について、提案団体が承知してなかったことから、文部科学省として連絡等が情報提供していただいた。</p> <p>○ 提案団体はアテンドにおいて、提案団体は免許管理システムの改修に伴う事務負担等の増加について懸念していたことから、システム改修にあたっては、事務負担等の軽減について、都道府県教育委員会の意向が反映される機会を十分に確保していただきたい。</p>	<p>教員が所持する免許状情報を一括にまとめ、更新講習修了確認期間及び有効期間の満了日を一覧をもって表示する確認書の発行をきめた。教員免許管理システム改修のための費用を平成31年度実施案に計上していることであり、文部科学省としては当該事業の成立に努力する。</p> <p>また、教員免許管理システムの管理については都道府県で継続する教員免許管理システム運営管理協議会により行われており、従前から文部科学省としては、協議会を通じて都道府県教育委員会の意見を伺ながら、連携して制度の設計を行っていることであり、今後も引き続き連携してまいります。</p>	



審議番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
194	経過措置終了後には、給付型認定こども園の職員配置などの運営にも関わること及び認定こども園への移行への支援となることから、早期に具体的な方針をお示しされるよう関係府省においても実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。	-		-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。</p>	<p>○「今後、引き続き、子ども子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という決断案だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が高まっており、延長が行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が生ずるとも考えられ、当然措置すべきではないか。</p> <p>○今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p>	<p>次回の子ども子育て会議において、現状等を踏まえながら「給付型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方針について議論を行う予定である。</p>



審議 番号	各府県からの第1次調査を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次調査を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次調査
	見解	補足資料	見解	補足資料			
198	<p>関係府県の調査では、「今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的に若い階級の職員へ配分できるように要件を一部緩和し、より使いやすいたし」としている。しかしながら、施設の種類により加算の対象となる職員数が制限されており、加算要件となる技能は種類を問わず職員全員に自給自足を支給することではない。</p> <p>また、加算総額の範囲内で対象となる保育士全員に対して公平に支給しようとしても、「月額4万円の賞金改善を行う職員数が増加する(前任主任保育士の半額増減等)」という要件があるため、保育士の構成によっては、公平に配分することもできない。</p> <p>さらに、キョウアアップの仕組みに沿った職位を仮設しても、固定給となる制給を保育士等の半額(月額4万円)を配分しなければならず、加算額を確保しやすくなるように配分するようでない。例えば、月額4万円の賞金改善を行う職員と次の職位の職員との間で賞金改善額の差が大き化するなどの実態が生じている。</p> <p>他に、先述改善等加算Ⅱが実施される前から、キョウアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当を支給し、施設改善に努めてきた施設では、月額4万円の賞金改善を行うと、報酬階層と給付とのバランスがとれなくなるため申請を躊躇している施設もある。</p> <p>以上のことから、加算総額が各施設等の数値により配分可能となるよう、さらなる要件の緩和を御検討いただきたい。</p>		<p>【福島県】</p> <p>そもそも先述改善等加算Ⅱの対象には、4万円の金額を確実に支給することが本来の趣旨であるので、対象者を職員全体の3分の1に限定する等の措置は改善すべきと考え。</p>			<p>【全国知事会】</p> <p>先述改善等加算Ⅱについては、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的に若い階級の職員へ配分できるように要件を一部緩和が行われていることについては認識しているが、提案団体をはじめ、市町村によっては中堅以上の階級の職員が多く存する施設・事業所もあり、これらの階級・事業所については、上記の要件緩和が必ずしも制度の活用、やすらぎの向上には繋がっていないと。</p> <p>今後、加算の取得状況について調査・検証を行われる際は、上記のような地方自治体の意見にも十分留意し、「前任主任保育士等」に対する月額4万円の賞金改善を、加算対象職員の半数以上の職員に確実に「行う」という要件についても、より柔軟な制度適用が可能となるよう見直しすべきではないかと。</p> <p>なお、調査の際は、単に先述改善等加算Ⅱを適用する施設だけを調査するのではなく、既に適用している施設における運用上の問題点や、適用していない施設における未適用の理由についても併せて把握し、それも踏まえて柔軟な制度適用を検討していただきたい。</p>	<p>観点としては、まずは今年度の見直しによる仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図るところであり、今回の見直しによる加算の取得状況等について調査し、専門調査会等への運用上の問題点等も含めて検証を行った上で、必要な対応を検討していきたい。</p>
218	<p>特別非常勤講師の届出内容に関する担当者の確認については、高度に専門性を有するものは認めず、担当業務が必須な業務を有することにより、担当の職に付いた適切な運用を行うことが可能であると考えている。</p> <p>一方で、免許状を有しない者が非常勤講師として任用する際は、本年度の要件を満たすかどうかの確認を慎重に行うなど、特にその運用に関しては配慮している。</p> <p>以上のことから、担当業務への届出を厳格にしたとしても、懸念されている「制度の要件を満たした運用を阻む」恐れは少ない。また、申請における担当業務を定めた後、学校及び教育委員会における事務の負担を少しでも軽減するため、前向きな検討をお願いしたい。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求め。</p>	<p>憲法及び教育基本法に定める教育の機会を確保するため、学校教育について公費を支出する点も、公費によって支えられている学校教育の公益性に由来し、社会に対する公共的責任を果たすため、学習指導要領、教科書、教職員の給与及び賃金に関する規制が変更されていない。学校改善を促進するための人材確保として、免許状を有しない者が非常勤講師等として活用されること、これらの教職員のうち、教育職員については、児童生徒の学習指導、評価等を行うなど、特別非常勤講師の職務に關する重要な職務に充て、その全員に免許状を保持する義務を課している(免許主義)。ことにより、学校教育の質に対する社会的な信頼を制度的に確保することなど、専門職としての教育職員の地位を明確にする。</p> <p>特別非常勤講師は、教科書の講読(教員職員)であるが、免許状を有する教諭等と同様に児童生徒の学習指導、評価等を行うものであり、本来であれば相当する免許状を有する必要があること、学校の教育内容の確保に資すること、幅広い経験を有し、優れた知識や技術を持つ人材を学校教育に活用できることによることなどを理由に、専ら行政手続を介することによって免許主義の例外を認めるのである。</p> <p>憲法制度は、免許状の取得や管理を行う関連する教育委員会に関しては、特別非常勤講師の当該校における指導領域や指導計画上の位置づけなどを把握し、適切な運用がなされていない場合は指導監督を行うと制度的に確保するものである。また、指導監督に関しては、届出を通じて特別非常勤講師の要件充足性を事前に自ら確認させることを制度的に確保するものである。</p> <p>届出によって免許主義の例外を認め、という行政手続を介するに特別非常勤講師の採用が容易になることは、免許状を有することと必要としない教育職員が存在することによる。特別非常勤教育委員会による事後的な実務や採用権者自身による事前の要件確認の確保の確保について法的な担保を付すことにより、免許状を有しない教育職員に児童生徒の学習指導、指導等を行わせることによる。このことは、教育職員に対してすべて免許保持義務を課することを通じて確保している学校教育の質に対する社会的な信頼や専門職としての教育職員の地位に關する制度的な保障を損うことである。</p> <p>行政手続の負担の軽減は、既に平成10年の教育職員免許法改正により、特別非常勤教育委員会による届出から届出に置き換えている。上記のように届出制度の重大な影響を考慮すれば、さらなる行政手続の負担の軽減は、書類の軽減や届出手段の工夫を都道府県教育委員会に促すなどの運用によって行うことが適当である。</p>	



文部科学省 各府県からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(課題名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の生活の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<通知員提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支援事例		
223	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	高等学校の通級指導における不登校や養育・障害により長期通学が困難な生徒に限り特別の措置の実施に係る規制緩和	高等学校における通級指導では、不登校や養育・障害により長期通学が困難な生徒に限り、オンデマンド型授業を「特別の教育課程」として単体認定している。 一方、物理や数学直など大学受験に必要な教育課程が編成されていない中山間地域の小規模校の生徒が、当該科目をオンデマンド型授業で学ぶ機会を、単体認定が認められているにもかかわらず県内でのみ対応です。その他の教科の協力補習を行う放課後や休日に、さらに時間を削って学習することになり、生徒の負担の大きさを、中山間地域の小規模校に大学受験に必要な教育課程が編成されていないことにより、その地域に住む大学進学希望の生徒は地域外の進学校に通学することによって対応する実情があり、中山間地域の高校の小規模化・地域の過疎化が進行している。	進学校に特化した教育課程が編成できない中山間地域の小規模校において、一定の時間数を両方向型授業又は対面指導で修了などの要件のほかに、オンデマンド型授業の単位認定が可能になれば、生徒の負担が軽減され、進級進級後の生活向上も期待でき、放課後や休日等主要科目の協力補習等にも対応することが可能となる。 通級指導は、学習意欲に制約の多い中山間地域の生徒の可能性を広げる有効なツールであり、より活用が広がる方向での規制緩和をお願いしたい。	学校教育法施行規則第85条第2	文部科学省	新潟県、愛媛県	障がい事業室企画費6投資分野413(29.6国庫決定)	--	--	平成30年7月1日に実施された関係府県とアソビにおいて、提案主体は「オンデマンド型授業」の真の利便のため「配属前の授業の配置と並行して、検討項目として効率的な認定による教育課程の質の向上を期待している。関係者は、認定による関係府県間の連携の強化を期待している。関係者は、認定による関係府県間の連携の強化を期待している。関係者は、認定による関係府県間の連携の強化を期待している。	
230	B	地方に対する規制緩和	教育・福祉	保育教諭の経過措置の延長	今後、幼保連携型認定こども園における勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれも資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらの資格を有しなくても保育教諭となることである。また、平成31年度、経過措置期間中に、施設に対して保育教諭になるために必要な保育士か幼稚園教諭の資格を有するよう働きかけているところである。施設の利用希望者が増加し、職員配置に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成31年度までの特例措置の期間中で保育士の保育教諭が必要数を確保することは困難な状況となっている。この状況で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育が確保できなくなり、子どもを預かってもいられない長たらい・混乱が生じることが懸念される。	幼保連携型認定こども園において勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれも資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらの資格を有しなくても保育教諭となることである。また、平成31年度、経過措置期間中に、施設に対して保育教諭になるために必要な保育士か幼稚園教諭の資格を有するよう働きかけているところである。施設の利用希望者が増加し、職員配置に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成31年度までの特例措置の期間中で保育士の保育教諭が必要数を確保することは困難な状況となっている。この状況で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育が確保できなくなり、子どもを預かってもいられない長たらい・混乱が生じることが懸念される。	幼保連携型認定こども園における勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれも資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらの資格を有しなくても保育教諭となることである。また、平成31年度、経過措置期間中に、施設に対して保育教諭になるために必要な保育士か幼稚園教諭の資格を有するよう働きかけているところである。施設の利用希望者が増加し、職員配置に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成31年度までの特例措置の期間中で保育士の保育教諭が必要数を確保することは困難な状況となっている。この状況で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育が確保できなくなり、子どもを預かってもいられない長たらい・混乱が生じることが懸念される。	幼保連携型認定こども園における勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれも資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらの資格を有しなくても保育教諭となることである。また、平成31年度、経過措置期間中に、施設に対して保育教諭になるために必要な保育士か幼稚園教諭の資格を有するよう働きかけているところである。施設の利用希望者が増加し、職員配置に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成31年度までの特例措置の期間中で保育士の保育教諭が必要数を確保することは困難な状況となっている。この状況で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育が確保できなくなり、子どもを預かってもいられない長たらい・混乱が生じることが懸念される。	幼保連携型認定こども園における勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれも資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらの資格を有しなくても保育教諭となることである。また、平成31年度、経過措置期間中に、施設に対して保育教諭になるために必要な保育士か幼稚園教諭の資格を有するよう働きかけているところである。施設の利用希望者が増加し、職員配置に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成31年度までの特例措置の期間中で保育士の保育教諭が必要数を確保することは困難な状況となっている。この状況で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育が確保できなくなり、子どもを預かってもいられない長たらい・混乱が生じることが懸念される。	幼保連携型認定こども園における勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれも資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらの資格を有しなくても保育教諭となることである。また、平成31年度、経過措置期間中に、施設に対して保育教諭になるために必要な保育士か幼稚園教諭の資格を有するよう働きかけているところである。施設の利用希望者が増加し、職員配置に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成31年度までの特例措置の期間中で保育士の保育教諭が必要数を確保することは困難な状況となっている。この状況で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育が確保できなくなり、子どもを預かってもいられない長たらい・混乱が生じることが懸念される。	幼保連携型認定こども園における勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれも資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらの資格を有しなくても保育教諭となることである。また、平成31年度、経過措置期間中に、施設に対して保育教諭になるために必要な保育士か幼稚園教諭の資格を有するよう働きかけているところである。施設の利用希望者が増加し、職員配置に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成31年度までの特例措置の期間中で保育士の保育教諭が必要数を確保することは困難な状況となっている。この状況で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育が確保できなくなり、子どもを預かってもいられない長たらい・混乱が生じることが懸念される。	幼保連携型認定こども園における勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれも資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらの資格を有しなくても保育教諭となることである。また、平成31年度、経過措置期間中に、施設に対して保育教諭になるために必要な保育士か幼稚園教諭の資格を有するよう働きかけているところである。施設の利用希望者が増加し、職員配置に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成31年度までの特例措置の期間中で保育士の保育教諭が必要数を確保することは困難な状況となっている。この状況で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育が確保できなくなり、子どもを預かってもいられない長たらい・混乱が生じることが懸念される。	幼保連携型認定こども園における勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれも資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらの資格を有しなくても保育教諭となることである。また、平成31年度、経過措置期間中に、施設に対して保育教諭になるために必要な保育士か幼稚園教諭の資格を有するよう働きかけているところである。施設の利用希望者が増加し、職員配置に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成31年度までの特例措置の期間中で保育士の保育教諭が必要数を確保することは困難な状況となっている。この状況で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育が確保できなくなり、子どもを預かってもいられない長たらい・混乱が生じることが懸念される。	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる5年後見直しについては、平成30年6月28日に閣議決定された子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格を配置している。関係者は、認定による関係府県間の連携の強化を期待している。関係者は、認定による関係府県間の連携の強化を期待している。関係者は、認定による関係府県間の連携の強化を期待している。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
223	本提案の趣旨を踏まえて明確に整理を行っていただきたいものであり、了承することとした。 また、上記の整理を踏まえ、現行制度上で実現可能な範囲について、文書等で自治体へ広く周知されることをお願いしたい。	--	--	--	【全国知事会】 所管者からの回答は、「現行制度上でも実現可能」となっているが、提案団体の提案が真に実現可能か、提案の趣旨を十分確認すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管者からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。	○「生徒がいる教室に当該教科の免許状を有する教員が配置されている状況であれば、オンライン教材の使用は可能である」とのことであるが、そのように理解していない自治体も存在したことから、その旨を自治体に対し通知で平成30年中に周知していただきたい。	文部科学省では、「遠隔教育の推進に向けた施策方針」(平成30年6月14日)を策定したことから、これについて都道府県教育委員会、市町村教育委員会や学校法人等の学校設置者、及び、学校設置者を通じて各学校へ通知する予定。(今月中旬に通知を発出予定) この通知の中で、今回の提案の内容は、現行で実施可能である旨を記載する予定。
220	平成31年度末に経過措置期間が終了すると、規定どおりの職員配置ができず、園運営に支障が生じるため、提案内容どおり対応したい。	--	--	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という決意があったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの意見・提案を関係機関から提出を促し上げられており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多様な支障が発生することを踏まえれば、当然指図すべきではないか。 ○今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。	次回の子ども・子育て会議において、見直しを踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。



審議番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
276	<p>○提案が実現しなかった場合の具体的な態 例に経過措置期間がごま終了してしまった場合、両方の免許・資格を有しない保育教諭は配 置基準上の有資格者として算入できなくなるため、施設としては園児の保育士を確保しきるを得 ない状況になる。その対策は、新規園児の導入が困難になるほか、後述のように経過 措置等も必要になることから、広く地域住民に影響を及ぼすことが懸念される。また、市町村にお いては施設整備等により定員増を行っている中で、本経過措置による定員増に加え、市町村 として保育の高度職を担う責務を負っているにも関わらず、その責務の達成を妨げられるほか、 施設によっては両方の資格を持っていない保育教諭の処遇が後述(異動や資金減など)することも 懸念される。</p> <p>○関係団体からも実現を求める声 本件については、自治体だけでなく、教育・保育の業界からも延長を求める声が多く出されており、 内閣府子ども・子育て会議の議事録や資料を参照しても、経過措置を延長させなければ多様な交 渉対象にすることは前提である。</p> <p>○文分風の事情 大分県では、保育団体等とも連携し、幼児更替講習を受講できるよう機材等や新たな開講を働 きかけているが、これ以上の受講定員増は大変難しい状況にある。現行の幼児教育・保育体制を 確保するためには、未受講者に対し1年度中に他県や遠隔教育での受講を加速的に求めざる を得ないが、早期に経過措置の延長が認められれば、両資格保有に向けた計画的な対応が可能 となるため、速やかに延長する旨を公にしていただきたい。</p> <p>○滞在保育士の活用も可能に また、経過措置の延長が早期に決定されれば、現在勤務している保育教諭の教養だけではなく、 滞在保育士に対して22年度以降の更替講習の受講機会が確保されることから、施設としても未 受講の滞在保育士の活用を協議する余地が当面なくなり、滞在保育士を即戦力として活用するこ とが可能になる。</p> <p>○自治体運営の実現も 加えて、幼稚園教諭又は保育士のいずれかの資格しか有していない保育教諭の特例措置につい ても、豊中市(管理番号194番)や徳山市(管理番号230番)が指摘しているように今後支援が注じ れる状況である。本件と併せて適切な措置を講じ、保育教諭が就業しやすい環境を確保してい ていただきたい。</p>	--	--	--	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○「今後、引き続き、子ども子育て会議において議論を行い、その方向性を定めよう」という決 意だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、 子ども子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上がられており、 延長が行われれば教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを懸念され ば、当然措置すべきではないか。 ○今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではな いか。</p>	<p>次回の子ども子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼児更替講習認定ことも園における保 育教諭の資格の特例」等についての見直しの方角性について議論を行う予定である。</p>



審議 番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
297					<p>【全国知事会】 マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報基盤の整備を図ることや保証を定めること、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求め。</p>	<p>【生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加】 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、 ・ 提案団体が生活保護の不正支給防止のために、生活保護申請時に、労働者災害補償保険法に定める全ての労災保険給付に関するマイナンバーによる情報連携を求めていること を踏まえ、①年金給付調査のため、既にマイナンバーによる情報連携の対象となっている、労働者災害補償保険法による労災補償給付(労働者災害補償年金・傷病補償年金)と、②遺族補償給付(遺族補償年金・遺族補償年金・遺族補償年金・遺族補償年金)の労災補償給付に関するマイナンバーによる情報連携の必要性を踏まえ、③生活保護申請時において、休業補償給付等(労災補償給付)に関する情報を追加する場合には、生活保護申請時、労働者災害補償給付、遺族補償給付、遺族補償年金・傷病補償年金以外の労災補償給付の「対象者」が特定される効果の発現とを比較する ことから必要と見られ、地方公共団体及び労働者災害補償給付に関するマイナンバーによる情報連携の促進に関する期間を短縮する方を検討すべきではないか。 【特定種別及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加】 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、 ・ 取組費及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理で、マイナンバーによる情報連携を行っている健康保険事業の保険者を対象として、①高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とする場合に資する情報の検討と、②マイナンバーによる情報連携を行っている保険者が保有する、特定医療費の給付者数から導き出される本提案の効果の検討とを比較するなどし、高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。 ・ 提案団体が示す支障事例を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではないか。</p>	<p>【内閣府・総務省】 厚生労働省における今後の検討の結果、必要があれば、所要の対応を検討する。 【財務省・文部科学省・厚生労働省】 申請者の所属区分情報に関する事務負担が増加することや、一部の事項については、従来どおり紙送による連携を行う必要があり、情報連携による新たな事務と従来の事務を並行して行うことによりコスト増が懸念されること等の課題が懸念されていること。これらの課題を踏まえ、地方公共団体及び労働者災害補償給付に関するマイナンバーによる情報連携の促進に関する期間を短縮する方を検討すべきではないか。 ・ 提案団体が示す支障事例を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではないか。</p>
305	<p>具体的な支障事例として、コンビニの設置を挙げているが、各府県からの前案は「業務に支障がない限り、給付標準のための施設として設置すること」は認められる」と言い解が示されており、その他の事例についても、公立大学法人の自主的な判断により、その有効活用が可能になると、資産の有効活用に一定の前案があると考えられている。 しかし、公立大学法人においては、従前からの土地の第三者買付を企画公募する事例も実際に出ており、公立大学法人においても、土地等の第三者買付について潜在的な支障事例やニーズが存在していると考えられる。 今回の提案内容は「公立大学法人においても公立大学法人と同様に、法人業務に関わらない程度でも、土地等の第三者買付が可能となる法改正を求めもの」であり、公立大学法人の所有する資産の有効活用による自己収入の確保の可能性があり、必要かつ効果的な活用が図られ、教育研究水準の向上に寄与するものと考えられ、引き続き、法改正を提案する。</p>	<p>【秋田県】 検討状況を随時情報提供いただくとともに、今後の検討スケジュールについて示してもらいたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案を十分に審査されない。 なお、府県からの回答が現行規定により対応可能となっているが、文書により十分な周知を行うこと。</p>	<p>○ 第1次回答において、「具体的な支障事例が存在するという点であれば、具体的な計画内容やニーズを踏まえ、実行段階での適合性にも、関係府と連携の上、各事業について検討する」とのことだが、できる限り「事後復旧」に資する支障事例や制度改正のニーズ等を把握していただき、それを踏まえて法改正をすべきではないか。 ○ 国立大学法人と公立大学法人に制度上の差異がある合理的な理由(公立大学法人特有の事情)が認められる場合は、早急の法改正をすべきではないか。</p>	<p>提案団体からの提案内容や、提案募集検討専門部会からのヒアリングを踏まえ、平成30年9月3日付事務連絡において、各公立大学法人に対して土地等の第三者への買付に関するニーズ調査を実施したところである。検討(9月19日) 本調査結果を踏まえ、関係府庁と連携の上、法改正を旨めた対応策について検討していただいた。なお、提案団体から支障事例として指摘のあった、教職員や学生などの権利厚生施設としてのコンビニ設置については、大学の設置・管理に制約する業務(地方独立行政法人法(平成15年法律第119号)第21条第4号)として現行法上も認められている旨を周知徹底してまいりたい。</p>		